

各市町村高齢者施設等整備担当課長 殿

愛知県福祉局高齢福祉課長

令和 7 年度「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」における二次協議の実施について（依頼）

平素より、本県における介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の交付金については、介護施設等における防災・減災対策に係る整備に対して支援を行ってきたところですが、令和 7 年 11 月 28 日（金）に閣議決定された令和 7 年度補正予算案において、「第 1 次国土強靱化計画実施中期計画」に基づく対策（耐震化、ブロック塀等の改修、水害対策強化、非常用自家発電整備）及び老朽化施設の大規模修繕の対策への支援に係る予算が計上されたことにより、この度、厚生労働省老健局高齢者支援課から協議を行う旨の連絡がありました。

つきましては、事業の実施について御検討いただき、下記により協議書類を提出してください。

記

1. 補助対象事業及び補助協議単価等

国実施要綱案及び国交付要綱案のとおり。

※定員 29 人以下の地域密着型・小規模施設等が市町村補助対象となります。

2. 提出資料

（1）別添 1 「防災・減災等市町村事業整備計画書（別添様式第 1 号）」

ただし、以下の資料を付すこと。

ア. 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

イ. 見積書（公的機関、工事請負業者等の民間事業者）

※原則、公的機関の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を複数提出すること。

ウ. 補助対象面積確認シート（複合施設で必要に応じて添付）

（2）「整備計画一覧表」（別添 3）※該当する事業分のみ

3. 提出方法・部数

（1）別添 1 及び別添 3 の資料及び必要添付書類 紙媒体 1 部 ＋ 電子媒体

4. 提 出 先

愛知県福祉局高齢福祉課施設グループ

5. 提出期限

令和8年1月7日（水）【必着】

6. 留意事項

（国の採択方針）

（1）実施主体（自治体）の事業ごとの優先順位

（2）「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に規定する国土強靱化地域計画の策定状況や福祉避難所の指定・協定の状況等

（3）国土強靱化対策分（耐震化、ブロック塀等改修、水害対策強化事業、非常用自家発電設備整備）について、国土強靱化地域計画を策定している自治体を優先的に採択

（4）業務継続計画（BCP）、非常災害対策計画及び避難確保計画（要配慮者利用施設）等の策定がない施設については原則対象外

（5）当該交付金の補助協議前に抵当権が設定されている場合は、利用者保護の観点から原則補助対象外

（予算関係）

- ・ 上記のとおり、国の採択方針に影響するため、各市町村において、優先順位や福祉避難所の指定状況等、別添3の確認項目を必ず正確に記載してください。

（事務処理関係）

- ・ 協議書類一式（特に実施要綱案や交付要綱案）をよく確認した上で、別添4のチェックリストを活用し、適切に内容の確認を行ってください。
- ・ 交付申請にあたっては、内示額を上回ることはないようお願いします。

（取り下げ）

- ・ 協議の資料提出後に取り下げを行った事業については、次回以降の協議において、優先順位が下がる可能性があります。

担 当 施設グループ（高山）

電 話 052-954-6287（ダイヤルイン）

メール korei-shisetsu@pref.aichi.lg.jp